

# 平成29年度第1回市有地の売却に係る一般競争入札に関する

## 質問に対する回答

公開日：平成29年9月8日（金）

Q1 （1号物件について）

建築基準法上の接道について。北側の接道は無いという解釈で宜しいでしょうか？

A1 下記の里道に接しておりますが、建築基準法上の接道ではありません。  
【種別】里道（太秦里0110号線）【幅員】0.30m【舗装】有【高低差】±0 m

Q2 （1号物件について）

北側道路の接道が無い場合、北側の境界線は建築基準法上隣地境界線となるという解釈で宜しいでしょうか？

A2 北側の境界線は建築基準法上隣地境界線となります。  
その他制限及び個別の計画にかかる問い合わせ等については、直接、都市計画局建築指導部建築審査課（075-222-3616）に御確認ください。

Q3 （1号物件について）

建築基準法上の接道について。東側の接道は無いという解釈で宜しいでしょうか？京都市指定道路図（参考図）によると非道路となっております。

A3 入札案内書3ページの物件明細に記載のとおり、私道（里道（太秦里0049号）を含む）に接しておりますが、建築基準法上の接道ではありません。

Q4 （1号物件について）

東側道路の接道が無い場合、東側の境界線は建築基準法上隣地境界線となるという解釈で宜しいでしょうか？

A4 東側の境界線は建築基準法上隣地境界線となります。  
その他制限及び個別の計画にかかる問い合わせ等については、直接、都市計画局建築指導部建築審査課（075-222-3616）に御確認ください。

Q5 （1号物件について）

既存建物の構造図（又は計画通知副本）は開示可能でしょうか？

A5 旧郵政省より、京都市が購入した建物であり、構造図（又は計画通知副本）を所有しておりません。

Q 6 (1号物件について)

Q 5が不可の場合、既存建物の基礎構造（杭あるいは直接地盤等）の資料は開示できますでしょうか？

A 6 構造図（又は計画通知副本）と同様に基礎構造（杭あるいは直接地盤等）の資料も所有しておりません。

Q 7 (1号物件について)

過去、埋蔵文化財の調査は行われていますでしょうか？

A 7 埋蔵文化財の調査は実施しておりません。

※ 上記の回答は入札案内書と一体のものとして、入札案内書と同等の効力を有するものとします。